

議案第 9 号

小城市重要文化財の指定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

令和 4 年 8 月 25 日 提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

小城市文化財保護条例第 4 条第 3 項に基づき、小城市文化財保護審議会へ指定について諮問したいので別紙のとおり提出する。

これが、本議案を提出する理由である。

令和4年7月27日

小城市教育委員会 様

申請者（住所）

（氏名） 小城市長 江里口秀次

文化財指定申請書

別紙のとおり申請しますので、文化財として指定下さるようお願いいたします。

記

石木中高遺跡出土 土偶 土製品 計3点

丁永遺跡出土 連弧文昭明鏡 碧玉製管玉 弥生土器甕 計3点

小文第 号
令和4年 月 日

小城市文化財保護審議会
会長 藤口悦子 様

小城市教育委員会

小城市重要文化財の指定について（諮問）

時下、貴職におかれましては益々ご健勝のことと存じます。また、日頃から本市の文化財保護につきましてはご指導とご鞭撻を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび下記の文化財につきまして小城市文化財保護条例第4条に基づき小城市重要文化財として指定したいと存じますので、別紙の項目について調査、審議して頂き、指定にふさわしいものかどうか答申をお願いいたします。

記

文化財名（所有者及び管理者）

石木中高遺跡出土 土偶 土製品 計3点

（所有者：小城市 管理者：小城市立歴史資料館）

丁永遺跡出土 連弧文昭明鏡 碧玉製管玉 弥生土器甕 計3点

（所有者：小城市 管理者：小城市立歴史資料館）

(別紙)

- 1 文化財の種別
- 2 文化財の名称及び員数
- 3 文化財所在の場所
- 4 文化財の所有者又は権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 5 文化財の構造、型式、材質、大きさ、重さ、銘、その他の特徴
- 6 文化財製作の年代
- 7 文化財に関する由来、伝承等
- 8 その他参考となるべき事項
- 9 審議会の意見
- 10 添付書類 (1) 写真、(2) 一覧表

文化財の概要

1 文化財の種別

考古資料

2 文化財の名称及び員数

石木中高遺跡出土 土偶 土製品 計3点

3 文化財所在の場所

小城市小城町 158 番地 4 小城市立歴史資料館

4 文化財の所有者又は権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

小城市 小城市三日月町長神田 2312 番地 2

5 文化財の構造、型式、材質、大きさ、重さ、銘、その他の特徴

土偶 1点 獣形勾玉状土製品 1点 獣牙状土製品 1点

6 文化財製作の年代

弥生時代

7 文化財に関する由来、伝承等

石木中高遺跡¹は平成6（1994）年に三日月町（当時）の企業誘致事業による運送会社建設に伴う発掘調査により発見された。遺跡は三日月町の西部に当たる石木地区の標高4m付近に位置する。主要地方道小城・牛津線の東側に当たり、南は小城市牛津町に隣接する。2,400㎡を対象に発掘調査が行われ、確認した遺構は流路跡、掘立柱建物跡、土壇、小穴等である。このうち、SD01流路跡は調査区内を大きく蛇行し、南流する。幅7m、深さ50～60cmが遺存し、埋土は暗褐色を基調とする弱粘質土である。掘り下げると内部より弥生時代早期を主な時期とする鉢や壺等の土器類が多く出土した。また、土器に混じって鋤や斧柄の未製品等の木製品や今回指定候補となる土偶や土製品も出土している。

出土した土偶1点は残存高10cmを測る。腰より下の部分が遺存するが性別は不明である。色調は褐色～明褐色で焼成は良好である。大腿部、ふくらはぎ、五本指等写実的に成形されており、筋骨たくましい印象を受ける反面、乳幼児を模した印象も受ける。腰部には紐を表現したような突帯を有し、確認できるのは2条であるがそれ以上の可能性もある。中央から左右に割れており、割れ口を観察すると一個の粘土塊から成形されたようである。獣形勾玉状土製品は長軸4.5cm、短軸2.4cmを測り、色調は灰白色を呈する。表面には縦、

横、斜めと若干の規則性が認められる線刻を施す。計8カ所に径1mm程度の孔があり、上部側面の孔は貫通している。裏面には何の表現も施さない。断面形は概ね楕円形である。獣牙状土製品は長軸3cmで全面に赤色顔料が塗布されている。縦方向に貫通した径1mmの孔を穿つ。

SD01 流路跡より出土したこの土偶は佐賀県内では佐賀市久保泉丸山遺跡²、唐津市宇木汲田遺跡³に続いて3例目の資料となる。全国的に見ても最終段階の土偶の一つであり、縄文時代から弥生時代への転換を象徴する資料として貴重である。並びに土偶と共伴する土製品2点についても類例が少なく同時期の資料として貴重である。

8 その他参考となるべき事項

- (1) 三日月町教育委員会（1996）『石木中高遺跡』三日月町文化財調査報告書第7集
- (2) 佐賀県教育委員会（1986）『九州横断自動車道建設に伴う埋蔵文化財調査報告書（5）久保泉丸山遺跡』佐賀県文化財調査報告書第84集
- (3) 藤尾慎一郎編（1987）「唐津市宇木汲田遺跡における1984年度の発掘調査（二）」『九州文化史研究所紀要』32九州大学九州文化史研究施設



石木中高遺跡出土 土偶



獸形勾玉状土製品



獸牙状土製品

文化財の概要

1 文化財の種別

考古資料

2 文化財の名称及び員数

丁永遺跡出土 連弧文昭明鏡 1面 附 碧玉製管玉1点 弥生土器甕1点

3 文化財所在の場所

小城市小城町 158 番地 4 小城市立歴史資料館

4 文化財の所有者又は権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

小城市 小城市三日月町長神田 2312 番地 2

5 文化財の構造、型式、材質、大きさ、重さ、銘、その他の特徴

連弧文昭明鏡 破鏡1点 碧玉製管玉1点 弥生土器甕1点

6 文化財製作の年代

弥生時代

7 文化財に関する由来、伝承等

丁永遺跡は小城市小城町松尾に所在する。県道小城富士線沿いに位置し、一帯の標高はおよそ 30.5mを測る。弥生時代から中世までの周知遺跡である。連弧文昭明鏡が出土した丁永遺跡 6 区¹は県道小城富士線を介して小城市民病院の北側に隣接する。近隣の発掘調査地としては平成 19・20 (2007・2008) 年に小城市立小城中学校や市道拡幅工事に伴い発掘調査が行われており、弥生時代から平安時代にかけての集落跡が確認されている。丁永遺跡 6 区の調査では弥生時代の掘立柱建物跡、竪穴住居跡、甕棺墓、石棺墓、土壇墓等の遺構を確認している。連弧文昭明鏡 (破鏡) が出土した SJ06 甕棺墓は丁永遺跡 6 区のほぼ中央部に位置する。主軸方位は N88° E、棺の埋置角度は 42° である。単棺で棺の下部には小礫が敷き詰められていた。口縁部の粘土帯に木蓋痕と思われる痕が残っていた。破鏡は計 4 つに割られており、棺外から 2 点、粘土帯から 2 点が出土している。棺外の口縁部付近から小型の甕と棺内から碧玉製管玉 1 点も出土している。

連弧文昭明鏡の破鏡は全体の約 1/2 が残存、4 つの鏡片の合計の重量は 62.2 g を測る。鏡背面は外側から平縁—櫛歯文帯—銘文帯—櫛歯文帯—連弧文となっており、銘文には「青而以而召而明而」と書かれる。鏡面が全体的に擦れており、ある程度の期間半分程度に割

られた昭明鏡が伝世品として相続されていたと考えられる。弥生時代後期前半の段階でさらに打破されて甕棺墓へ副葬されたことは、この時期に相続品から副葬品へとこの破鏡に対する意識の変化が生じた可能性が考えられる。また、この破鏡は、SJ06 甕棺墓の被葬者が周辺一帯で中心的な役割を持つ人物であったことを窺わせる資料として貴重である。

8 その他参考となるべき事項

- (1) 小城市教育委員会 (2013) 『丁永遺跡 天神軒遺跡 ハッ戸遺跡』
小城市文化財調査報告書第 22 集



丁永遺跡出土 連弧文昭明鏡



碧玉製管玉



弥生土器 甕